

札幌市立信濃中学校いじめ防止基本方針

いじめは、子どもの健全な成長を阻害する要因となるだけでなく、時として長期化・深刻化し、被害を受けた子どもが心身ともに傷つき、誰にも相談できずに絶望感や無力感から自殺まで考えざるを得ない状況に追い込まれてしまうこともあることから、学校を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめが起りにくい学級・学校の風土をつくり、魅力ある学校づくりを進めていきます。

I いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、法令上「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）となっている。

また、国の基本方針では、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。」と補足されており、注意が必要である。

本校では、法の定義及び国の基本方針に基づいて、生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめとしてとらえ、学校の内外を問わず、その解決へ向けて取り組むものとします。

(2) いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という前提に立ち、いじめを次のような行為として共通理解を図ります。

- ◇いじめは、人権侵害であり、絶対に許されない行為である。
- ◇いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ◇「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を繰り返す。
- ◇いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- ◇いじめは、その行為により犯罪行為として取り扱われるものもある。
- ◇いじめられている子どもの立場に立ち、必ず守る。

(3) いじめ対策へ向けた学校の理念と教職員の責任について

- ◇学校は、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、教育活動全般を通じていじめ防止に取り組む。
- ◇学校は、いじめを発生させないように、互いに認め合う「居場所づくり」と心の通う「絆づくり」に繋がる指導に重点を置く。
- ◇教職員は、保護者等との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。
- ◇教師による冷やかしやからかいが、いじめの発端になることもある。また、教師の普段からの威圧的言動が、いじめを増長させるケースもあるので注意する。

II いじめ防止に関する取組

いじめ問題に取り組むにあたっては、「未然防止」と「早期発見」が重要です。学校がいじめを認知した場合は、「早期対応」・「早期解決」に向けて取り組み、家庭や関係機関との連携を図ります。

(1) いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づいた様々な活動（教科・特別活動・道徳・総合的な学習の時間）を展開しています。トラブルが起きることを含めて「集団」というものを受け入れ、トラブルを回避する方法を覚え、集団内の他者から「認められる喜び」に気づき、最終的には自ら進んで他者や集団に「貢献」することが「誇り」になるような集団活動を、以下のように進めています。

- ◇道徳観や規範意識の教育を通じて、「いのちの大切さ」「他者を思いやる心」を育てる。
- ◇学校生活をよりよいものにするために、自分のこととして考え進んで行動できる集団を育てる。
 - (例) ・生活委員会を中心とした「あいさつ」「ボランティア」などの取組
 - ・生徒会役員会を中心とした「いじめ撲滅」を目指す話し合い活動
- ◇生徒が役割をもち活躍できる場面をつくり出し、他者との関わり合いの中で「居場所づくり」「絆づくり」を進めていく。(集団宿泊的行事・校外学習、学校祭、合唱コンクール、生徒会活動等)
- ◇生徒が主体的に取り組む共同的な活動や関わり合いのある授業や特別活動、総合的な学習の工夫に努める。(話し合い活動を生かした授業、職場体験学習等)
- ◇常に危機感をもち、取組を定期的に検証する。(学校評価P D C Aの活用)
- ◇地域や関係機関と密に情報交換を行い、連携を深める。(地域の声を生かす取組)

(2) いじめの早期発見と情報共有

いじめは大人の目に届きにくいところで発生していることから、学校と保護者が協力して早期発見に取り組めます。また、学校は組織的な対応により情報共有と情報伝達に努めます。

- ◇いじめの要因となる状況や生徒の意識を調査し、いじめの予防や早期発見に生かす。
- ◇いじめを早期発見するために、生徒に対して定期的ないじめアンケートを実施する。
- ◇教育相談や懇談時に学級担任による聞き取り調査を実施する。
- ◇子どもの表情や些細な変化に気づき、いじめの有無を意識しつつ、ICTを活用し、学年・学校体制で情報を共有する。

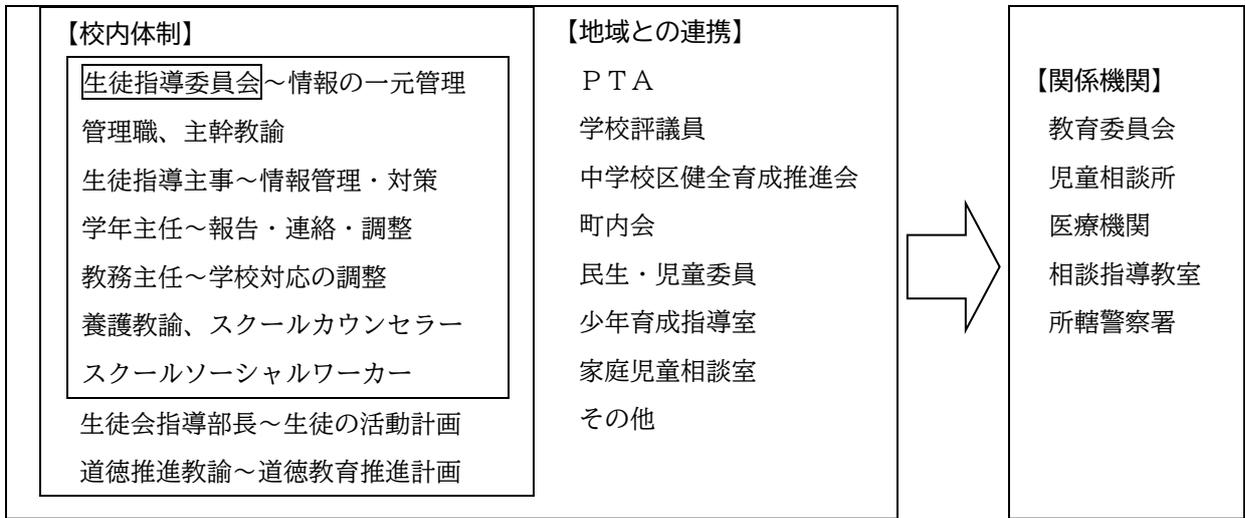
(3) いじめへの早期対応・早期解決

事実確認に基づき、早期に、関係する子どもや保護者が納得できる解決を目指します。

- ◇いじめられている子どもの立場に立って詳しい事実確認を行う。
- ◇いじめられた子どもを最後まで守りきり、また知らせてくれた子どもの安全を確保する。
- ◇暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に迅速に対処する。
- ◇ネットを通じて行われるいじめに関しては、情報が広範囲に広がるため、より迅速な対応に心がける。
- ◇いじめを行った子どもに対しては、許される行為でないことを毅然と指導する。要因を探り、その子どもと保護者にいじめを繰り返さないよう助言と支援を行う。
- ◇いじめが解消しても関係の保護者と継続的な連絡をとる。
- ◇学校での悩みの解決を図る上でもスクールカウンセラーを活用する。

Ⅲ いじめ防止対策委員会（月1回の定期開催）

いじめの発見から解決まで、学校は、校内だけでなく、地域や関係機関と組織的な情報共有・情報伝達を行いながら、滞りなく対応します。緊急時は、生徒指導委員会をもってあたることのできるものとする。



Ⅳ いじめ防止対策年間計画

1 学期	<p>◇年度当初「いじめ防止対策委員会」 ← 信濃中いじめ防止基本方針の策定・修正</p> <p>◇生徒指導研修会</p> <p>・いじめ防止対策の基本方針理解</p> <p>◇いじめ解決のための生活アンケート（無記名）</p> <p>◇いじめのサインチェック表の活用</p> <p>◇教育相談</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">いじめ防止対策委員会へ定例年2回</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">生徒指導委員会へ定期的な報告・連絡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">人権教育・道徳教育の計画と推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">特別活動・生徒会活動・学級活動の充実</div>
2 学期	<p>◇中学校区健全育成推進会</p> <p>◇非行防止教室、ネットマナー講演会</p> <p>◇いじめのサインチェック表の活用（学校だより）</p> <p>◇いじめアンケート調査（記名）</p> <p>◇教育相談</p> <p>◇生徒会主導のいじめ撲滅運動</p>	
3 学期	<p>◇学校評価～いじめ防止対策の自己評価</p> <p>◇小中連携による生徒指導研修会</p> <p>・授業公開、情報交換等</p> <p>◇年度末「いじめ防止対策委員会」 ← 信濃中いじめ防止基本方針の検証</p>	

◇学校以外の相談窓口について（学校だより等でも随時ご案内します）

札幌市教育センター教育相談室	671-3210
札幌市児童相談所	011-622-0010
いじめ電話相談（少年相談室）	0120-127-830
少年相談110番（道警少年サポートセンター）	0120-677-110
札幌市子どもアシストセンター相談専用電話	0120-66-3783（子ども）
厚別区少年育成指導室	895-2442

V いじめが起こった場合の対応（いじめ対処マニュアル）

（1）初期対応

すぐに止めさせることが最優先です。生徒や保護者、地域からいじめに関する相談があった際は、丁寧に話を聞き、迅速に事実関係を把握するとともに、必ず情報を組織的に共有して対応します。

- | |
|---|
| <p>①被害生徒からの丁寧な聞き取りと心のケア</p> <ul style="list-style-type: none">●「あなたに起きたことについて教えてほしい」（いつ、どこで、だれから、どんなことを）・被害生徒の心情を理解し、「守っていく」「これからも相談に乗る」ことを繰り返し伝える・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部の専門機関等との連携を探る <p>②被害生徒の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導</p> <ul style="list-style-type: none">・情報集約から実態解明へ・学級での実態など、背景や要因を探り、教育的な配慮のある再発防止への理解に努める <p>③被害生徒の保護者への説明及び意向の確認</p> <p>④被害生徒の保護者の意向を生かした加害生徒の保護者への説明及び指導の依頼</p> |
|---|

（2）組織対応

担任が抱え込んでしまい、解決への動きが停滞することのないよう、教員間の情報交換を密にすることが必要です。教員は、普段から生徒の近くで見守りながら、気がかりな言動は定期的にいじめ防止対策委員会に報告する体制をつくっています。「重大事態」に関わる場合は、いじめ防止対策委員会が中心となり対応します。また、必要に応じて、警察に躊躇なく連絡・相談します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◇いじめ防止対策委員会のすみやかな開催～事実把握と指導方針の検討◇いじめ防止対策委員会の役割分担（情報集約、記録、保護者対応）を明確にする◇二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する |
|---|

（3）SNS・インターネット上のいじめ

分からない中で進行するケースが多いため、保護者の監督による未然防止の取組が重要です。

保護者からの情報提供や札幌市ネットパトロール等の情報をもとに、ネット上の不適切な書き込みが見つかった場合は、学校は生徒に削除を指導するとともに、家庭に削除依頼します。場合により、保護者が警察や関係機関へ削除依頼等の相談につながります。

（4）重大事態

学校で「重大事態」と判断されたいじめは、すぐに教育委員会に報告し、調査機関を設立させます。

- | |
|---|
| <p>①学校を調査主体とする場合～教育委員会の指導・支援のもと、事実関係の調査を行い、報告、必要な措置を行う</p> <p>②教育委員会が調査主体となる場合～委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力する</p> <p>◇【参考】いじめ防止対策推進法に示された「重大事態」</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重要な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|---|

【令和8年度の重点】

◎令和8年度 札幌市学校教育の重点の基盤

子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくり

◎令和8年度 目指す学校像

「生徒一人一人の生きる力」を具現化する学校

◎学校づくり・学級づくりの指針＝「居場所づくり」と「絆づくり」

◇いじめ防止の取組は、不登校対策・自殺防止教育と同じ視点で推進する

◇学校行事の取組を充実させ、活躍や成長を認め合う場を工夫する

◇考えや思いを伝え合う学習活動を充実させる

(例示)

- ・「聴いてもらえる」と実感する場面をたくさんつくる
- ・「間違っているかも」「どうせ自分なんか」ではなく、自分の考えに自信をもたせる
- ・相手の顔を見て、相手を尊重して、耳だけではなく、心で聴く＝「傾聴」
- ・相づち「なるほど」「私もそう思うよ」

◇友だちが困っているときの対応を知る＝誰もが「ゲートキーパー」

き：気づいて よ：よりそい（よく聴き） う：受けとめて し：信頼できる大人に つ：つなげよう 北海道保健福祉部ゲートキーパー手帳	「きづく」仲間の変化に気づいて声をかける 「きく」本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける 「つなぐ」周りの人にも相談するように促す 「みまもる」温かく寄り添いながら、じっくりと見守る 札幌市マンガで知ろうゲートキーパーの役割
---	---

◎子どもに伝えたい五つのメッセージ

「一人ではがんばれ」	よりも	「一人ではがんばるな」
「甘えるな」	よりも	「上手に甘えればいいよ」
「早く、急いで」	よりも	「ゆっくり味わってみよう」
「やればできる」	よりも	「時間をかければできる」
「間違うな」	よりも	「いっぱい間違ってみよう」